



佐賀県公報

平成19年
3月19日
(月曜日)
第12880号

目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

告 示

- 保安林予定森林 (二二三・森林整備課) 一
- 道路の区域の変更 (二二四・道路課) 二
- 道路の供用開始 (二二五・") 二
- 公平委員会の事務の受託の廃止 (二二六・市町村課) 二

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請 (県民協働課) 二
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (") 三
- 防除実施基準の変更 (林業課) 三
- 高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の変更 (") 三
- 選挙管理委員会事項 (選挙管理委員会) 三
- 公安委員会事項 (公安委員会) 三
- 佐賀県警察組織規則の一部を改正する規則 (規則・三) 四

○ 告 示

◎佐賀県告示第百二十三号

次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十九年三月十九日

佐賀県知事 古 川 康

一 (一) 保安林予定森林の所在場所

伊万里市東山代町滝川内字上古場一〇七〇の三、一〇七〇の五、一〇

七〇の二〇、一〇七〇の二八、一〇七〇の三一、一〇七〇の八二

(二) 指定の目的

水源のかん養

(三) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

二 (一) 保安林予定森林の所在場所

神埼郡吉野ヶ里町松隈字永坂一〇五六、一〇五九の二、一〇六〇、一〇八一の一、一〇九九の二、一一〇〇、一一〇二の二、一一〇二の四、一一一九の二五、一一一九の二七、一一一九の五九、一一一九の六〇

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課並びに伊万里市役所及び吉野ヶ里町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

●佐賀県告示第百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十九年三月十九日から平成十九年四月十八日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年三月十九日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区間		区域	
	変更前の別	幅員メートル	延長メートル	
県道 加倉仮屋港線	東松浦郡玄海町大字有浦上字下田二四四二番四八地先から東松浦郡玄海町大字有浦上字土井ノ内二〇一〇番一地先まで	後 三五・〇	延 一、五九九・九	
	東松浦郡玄海町大字有浦上字下田二四四二番四八地先から東松浦郡玄海町大字有浦上字土井ノ内二〇一〇番一地先まで	前 三四・五	延 一、六一〇・四	

●佐賀県告示第百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十九年三月十九日から平成十九年四月十八日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年三月十九日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 加倉仮屋港線	東松浦郡玄海町大字有浦上字下田二四四二番四八地先から東松浦郡玄海町大字有浦上字土井ノ内二〇一〇番一地先まで	平成一九・三・一九

●佐賀県告示第百二十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第二項の規定により、佐賀県は、次に掲げる市及び一部事務組合から受託している公平委員会の事務について、その受託を平成十九年三月三十一日限り廃止する。

平成十九年三月十九日

佐賀県知事 古川 康

- 一 佐賀市
- 二 佐賀県市町村消防団員公務災害補償組合
- 三 佐賀県市町村職員退職手当組合
- 四 佐賀県自治会館組合
- 五 佐賀県市町村交通災害共済組合
- 六 佐賀県市町村議会議員公務災害補償等組合
- 七 佐賀県市町村非常勤職員公務災害補償等組合

○ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成19年5月7日までにさが元気ひろば(県民総合相談・情報提供窓口)において縦覧に供する。

平成19年3月19日

佐賀県知事 古川 康

- 1 申請のあった年月日
平成19年3月7日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人スポーツフアオール

(2) 代表者の氏名 井上 伸一

(3) 主たる事務所の所在地

佐賀県佐賀市末広一丁目1番5号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、子どもあるいは中高齢者に対して、健康・スポーツに関する事業を行い、心身の発達や健康・体力の増進をはかり、さらにスポーツを日常生活に取り入れることでより充実した活力ある生活を送ることに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定による定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。
関係書類は、平成19年5月7日までにさが元気ひろば(県民総合相談・情報提供窓口)において縦覧に供する。

平成19年3月19日

佐賀県知事 古川 康

- 1 申請のあった年月日
平成19年3月7日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人扇子

(2) 代表者の氏名 岸川 美佳

(3) 主たる事務所の所在地

佐賀県杵島郡江北町大字惣領分1802番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民及び老人などに対して、生活環境に即し、より健全な社会生活の維持、向上を目指し、福祉全般の支援活動に関する事業を行い、多面的福祉の増進に寄与することを目的とする。

森林病害虫等防除法(昭和25年法律第53号)第7条の3第1項の規定により佐賀県防除実施基準を変更したので、同条第4項の規定により、関係書類を佐賀県生産振興部林業課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成19年3月19日

佐賀県知事 古川 康

森林病害虫等防除法(昭和25年法律第53号)第7条の5の規定により高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を変更したので、同条第3項において準用する同法第7条の3第4項の規定により、関係書類を佐賀県生産振興部林業課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成19年3月19日

佐賀県知事 古川 康

○ 選挙管理委員会公告事項

●佐賀県選挙管理委員会告示第161号

選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成十九年三月十九日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松尾紀男

一日時 平成十九年三月二十二日 午前十一時

二 場所 佐賀県庁(正庁)

三 議題

- (一) 佐賀県知事選挙及び県議会議員選挙について
- (二) その他

○ 公安委員会事項

佐賀県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月十九日

佐賀県公安委員会

委員長 内田健

●佐賀県公安委員会規則第三号

佐賀県警察組織規則の一部を改正する規則

佐賀県警察組織規則(平成六年佐賀県公安委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項第一号中「技術吏員」を「一般職員(警察職員のうち警察官以外の職員をいう。以下同じ。)」に改める。

第六条第二項第一号及び第十一号第二項第三号中「事務吏員」を「一般職員」に改める。

第二十条第三項第三号、第二十一条第二項第一号、第二十二条第二項第三号及び第三項第一号、第三十二条第二項並びに第三十三条第二項中「事務吏員若しくは技術吏員」を「一般職員」に改める。

第三十四条第二項中「事務吏員又は技術吏員」を「一般職員」に改める。

第三十八条第三項中「事務吏員若しくは技術吏員」を「一般職員」に改める。

別表第一の一の表の佐賀県佐賀警察署の佐賀駅前交番の項中「神野東四丁目

まで」の下に、「神野西一丁目から神野西四丁目まで」を加え、「堀川町」

を削り、同表の佐賀県佐賀警察署の佐嘉神社角交番の項中「赤松町」の下に、「

堀川町」を加え、同表の佐賀県佐賀警察署の開成交番の項中「神野西一丁目

から神野西四丁目まで」を削り、同表の佐賀県小城警察署の牛津交番の項中

「うち牛津町」の下に、「三日月町(久米(久米、甘木、土生)、長神田(仁俣、

石木、甲柳原)」を加え、同表の佐賀県唐津警察署の佐志交番の項及び同表の

佐賀県伊万里警察署の山代交番の項を削り、同表の佐賀県伊万里警察署の伊万

里中央交番の項中「伊万里中央」を「伊万里中央交番」に、「立

花町」を「伊万里市立花町」に改める。

別表第一の二の表の佐賀県小城警察署の大地町警察官駐在所の項中「大字」

を削り、「(甘木、土生を除く。)」を「(吉原、本告)」に改め、「佐織」の下に

「戌」を加え、同表の佐賀県小城警察署の五条警察官駐在所の項中「久米

(甘木、土生)、甲柳原、石木、長神田(長神田、高田、佐織を除く。)」を「長

神田(初田、大寺)」に改め、同表の佐賀県唐津警察署の切木警察官駐在所の

項の次に次のように加える。

佐志	中瀬通	唐津市のうち、八幡町、桜町、橋本町、佐志中通、佐志南、佐志中里、佐志浜町、唐房一丁目から唐房七丁目まで、浦、鳩川、梨川内、後川内、大良、枝去木、中瀬通
----	-----	---

別表第一の二の表の佐賀県伊万里警察署の黒川警察官駐在所の項の次に次のように加える。

山代	山代町	伊万里市のうち、山代町(久原、鳴石、峰のうち、国道二〇四号線沿いの部分)
----	-----	--------------------------------------

附則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十九年三月十九日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社 藤古川総合印刷